

議案第59号

瀬戸内市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正することについて

瀬戸内市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和7年9月2日提出

瀬戸内市長 黒石 健太郎

【提案理由】

プラスチック資源の一括回収を実施するにあたり、資源化物の分別の徹底による燃やすごみの減量効果をより高めるとともに、一般廃棄物処理手数料を排出量に応じた公平な負担とするため改正するもの。

瀬戸内市条例第 号

瀬戸内市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

瀬戸内市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(平成16年瀬戸内市条例第126号)の一部を次のように改正する。

第2条中「法」を「法及び浄化槽法」に改める。

第14条を次のように改める。

(一般廃棄物処理手数料及び排出の方法)

第14条 市長は、一般廃棄物の収集、運搬及び処分に関し、別表第1から別表第4までにより手数料を徴収する。ただし、市長が認める場合は、この限りでない。

2 別表第2に規定する手数料については、地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2第1項の規定により、証紙(以下「指定ごみ袋」という。)による収入の方法により徴収する。

3 占有者が、第9条第1項の規定により市長が処理する一般廃棄物のうち家庭系廃棄物を排出しようとするときは、指定ごみ袋を用いなければならない。ただし、市長が認める場合は、この限りでない。

第14条の次に次の2条を加える。

(指定ごみ袋の種類、形式等)

第14条の2 指定ごみ袋の券面額は、10円、20円、30円及び45円とし、その形式は、規則で定める。

2 著しく汚損し、又は損傷した指定ごみ袋は、無効とする。

(指定ごみ袋の売りさばき)

第14条の3 指定ごみ袋は、市が売りさばくほか、市長が指定する指定ごみ袋売りさばき人(以下「売りさばき人」という。)において売りさばくものとする。

2 市長は、前項の売りさばき人を指定したとき又はその指定を取り消したときは、直ちにこれを公告するものとする。

- 3 売りさばき人は、規則で定めるところにより、指定ごみ袋を市長から買い受けるものとする。
- 4 売りさばき人は、指定ごみ袋を返還して現金の還付を受け取ることができない。ただし、指定ごみ袋の種類及び形式を変更し、若しくは廃止したとき、又は第2項の規定により売りさばき人の指定を取り消したときは、この限りでない。
- 5 前各項に定めるもののほか、指定ごみ袋の売りさばきに関し必要な事項は、規則で定める。
- 第15条中「前条」を「第14条」に改める。
- 別表第2及び別表第3を次のように改める。

別表第2（第14条関係）

家庭系廃棄物処理手数料

区分	単位	手数料
燃やすごみ	指定ごみ袋大1枚につき	45円
	指定ごみ袋中1枚につき	30円
	指定ごみ袋小1枚につき	20円
	指定ごみ袋特小1枚につき	10円

別表第3（第14条関係）

クリーンセンターかもめに持ち込まれたごみの処理手数料

区分	単位	手数料
家庭系廃棄物	50kg以下	300円

	50kgを超えるときは10kgを増すごと	10kgを増すごとに60円
事業系一般廃棄物	10kgまでごと	180円

備考 家庭系廃棄物のうち、燃やすごみを指定ごみ袋で持ち込んだものは除く。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の瀬戸内市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の規定にかかわらず、この条例による改正前の瀬戸内市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第14条第1項に規定する指定ごみ袋(袋の色が黄色のものに限る。)を用いた家庭系廃棄物の排出については、令和8年6月30日まで、なお従前の例による。

瀬戸内市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(平成16年瀬戸内市条例第126号)新旧対照表

現行	改正後
<p>(定義) 第2条 この条例において使用する用語は、<u>法</u>において使用する用語の例による。</p> <p>略</p> <p>(<u>一般廃棄物処理手数料</u>) 第14条 占有者が、第9条第1項の規定により市長が処理する一般廃棄物のうち家庭系廃棄物を排出しようとするときは、<u>市長が定める指定ごみ袋を用いなければならない。ただし、市長が認める排出方法による場合は、この限りでない。</u></p> <p>2 <u>市長は、一般廃棄物の収集、運搬及び処分に関し別表第1から別表第4までにより手数料を徴収する。</u></p>	<p>(定義) 第2条 この条例において使用する用語は、<u>法及び浄化槽法</u>において使用する用語の例による。</p> <p>略</p> <p>(<u>一般廃棄物処理手数料及び排出の方法</u>) 第14条 市長は、一般廃棄物の収集、運搬及び処分に関し、別表第1から別表第4までにより手数料を徴収する。<u>ただし、市長が認める場合は、この限りでない。</u></p> <p>2 <u>別表第2に規定する手数料については、地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2第1項の規定により、証紙(以下「指定ごみ袋」という。)による収入の方法により徴収する。</u></p> <p>3 <u>占有者が、第9条第1項の規定により市長が処理する一般廃棄物のうち家庭系廃棄物を排出しようとするときは、指定ごみ袋を用いなければならない。ただし、市長が認める場合は、この限りでない。</u></p> <p>(<u>指定ごみ袋の種類及び形式等</u>) 第14条の2 <u>指定ごみ袋の券面額は、10円、20円、30円及び45円とし、その形式は、規則で定める。</u></p> <p>2 <u>著しく汚損し、又は損傷した指定ごみ袋は、無効とする。</u></p>

(一般廃棄物処理手数料の減免)

第15条 市長は、天災その他特別の理由があると認めるときは、前条の処理手数料を減額し、又は免除することができる。

別表第2(第14条関係)

袋の種類	単位	手数料
燃やすごみ用	枚	円
	大	200
	小	150
特小	10	100

(指定ごみ袋の売りさばき)

第14条の3 指定ごみ袋は、市が売りさばくほか、市長が指定する指定ごみ袋売りさばき人(以下「売りさばき人」という。)において売りさばくものとする。

2 市長は、前項の売りさばき人を指定したとき又はその指定を取り消したときは、直ちにこれを公告するものとする。

3 売りさばき人は、規則で定めるところにより、指定ごみ袋を市長から買い受けるものとする。

4 売りさばき人は、指定ごみ袋を返還して現金の還付を受け取ることができない。ただし、指定ごみ袋の種類及び形式を変更し、若しくは廃止したとき、又は第2項の規定により売りさばき人の指定を取り消したときは、この限りでない。

5 前各項に定めるもののほか、指定ごみ袋の売りさばきに関し必要な事項は、規則で定める。

(一般廃棄物処理手数料の減免)

第15条 市長は、天災その他特別の理由があると認めるときは、第14条の処理手数料を減額し、又は免除することができる。

別表第2(第14条関係)

家庭系廃棄物処理手数料

区分	単位	手数料
燃やすごみ	<u>指定ごみ袋大1枚につき</u>	45円

	指定ごみ袋中1枚につき	30円
	指定ごみ袋小1枚につき	20円
	指定ごみ袋特小1枚につき	10円

別表第3(第14条関係)

クリーンセンターかもめに持ち込まれたごみの処理手数料

区分 種類	家庭系廃棄物	事業系一般廃棄物(一般廃棄物とあわせて処理することを市長が認めた産業廃棄物を含む)	備考
通常ごみ	重量が50kg以下のもの300円	重量が10kgまでごとに120円	
	重量が50kgを超えるときは10kgを増すごとに30円		

別表第3(第14条関係)

クリーンセンターかもめに持ち込まれたごみの処理手数料

区分	単位	手数料
家庭系廃棄物	50kg以下	300円
	50kgを超えるときは10kgを増すごと	10kgを増すごとに60円
事業系一般廃棄物	10kgまでごと	180円

備考 家庭系廃棄物のうち、燃やすごみを指定ごみ袋で持ち込んだものは除く。

瀬戸内市規則第 号

瀬戸内市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則の一部を改正する規則

瀬戸内市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則の一部を改正する規則（平成16年瀬戸内市規則第108号）の一部を次のように改正する。

第15条を第28条とし、第14条を第27条とする。

第13条中「様式第15号」を「様式第24号」に改め、同条を第26条とする。

第12条中「様式第14号」を「様式第23号」に改め、同条を第25条とする。

第11条中「様式第13号」を「様式第22号」に改め、同条を第24条とする。

第10条を第23条とする。

第9条第2項中「様式第11号」を「様式第20号」に、「様式第12号」を「様式第21号」に改め、同条を第22条とする。

第8条を第21条とする。

第7条第1項中「様式第8号」を「様式第17号」に、「様式第9号」を「様式第18号」に改め、同条第2項中「様式第10号」を「様式第19号」に改め、同条を第20条とする。

第6条第1項中「様式第6号」を「様式第15号」に改め、同条第2項中「様式第7号」を「様式第16号」に改め、同条を第19条とする。

第5条第1項中「様式第3号」を「様式第12号」に、「様式第4号」を「様式第13号」に改め、同条第2項中「様式第5号」を「様式第14号」に改め、同条を第18条とする。

第4条第1項中「様式第1号」を「様式第10号」に改め、同条第2項中「様式第2号」を「様式第11号」に改め、同条を第17条とする。

第3条を第16条とし、第2条の次に次の13条を加える。

（指定ごみ袋の形式）

第3条 条例第14条の2第1項で定める指定ごみ袋の形式は、別表のとおりとする。

（売りさばき人の指定）

第4条 条例第14条の3第1項の規定による売りさばき人の指定を受けようとするものは、指定ごみ袋売りさばき人指定申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 市区町村が発行する市区町村民税に関する滞納がないと証明できる書類
- (2) 指定ごみ袋を売りさばく店舗(以下「指定ごみ袋販売所」という。)の位置図
- (3) 指定ごみ袋販売所の外観写真

3 市長は、第1項の規定による申請により売りさばき人を指定したときは、指定ごみ袋売りさばき人指定通知書(様式第2号)により、その旨を申請者に通知するものとする。

4 売りさばき人の指定を受けたものは、指定ごみ袋販売所の見やすい位置に標札(様式第3号)を掲げなければならない。

(売りさばき人の指定要件)

第5条 売りさばき人の指定を受けることができるものは、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 店舗又はこれに類似する施設により、日常の生活に要する物品の販売を業とするもの
- (2) 経営の安定性及び継続性が認められるもの
- (3) 指定ごみ袋販売所又はこれに類似する施設が複数存在する場合は、本部等により業務の取りまとめが可能であるもの
- (4) 防犯設備等により、指定ごみ袋の保管を確実にできるもの
- (5) 市区町村民税を滞納していないもの

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認めたものについては、売りさばき人の指定を受けることができるものとする。

(売りさばき人の氏名等の変更)

第6条 売りさばき人は、第4条第3項に規定する指定通知書の記載事項に変更が生じたときは、指定ごみ袋売りさばき人氏名等変更届出書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

(売りさばき業務の廃止)

第7条 売りさばき人が指定ごみ袋の売りさばき業務を廃止しようとするときは、直ちに指定ごみ袋売りさばき人廃止届出書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

(指定の取消し)

第8条 市長は、売りさばき人が次の各号のいずれかに該当する場合は、指定を取り消すことができる。

- (1) 虚偽又は不正な申請により指定を受けたとき。
- (2) 条例又はこの規則に違反したとき。
- (3) 第5条第1項各号のいずれかに該当しなくなったとき(同条第2項の規定により指定を受けたものを除く。)
- (4) その他売りさばき人として不相当と認められたとき。

2 市長は、前項の規定により売りさばき人の指定を取り消したときは、指定ごみ袋売りさばき人指定取消通知書(様式第6号)により、その旨を売りさばき人に通知するものとする。

(指定ごみ袋の買受け)

第9条 売りさばき人が指定ごみ袋を買い受けようとするときは、指定ごみ袋買受申込書(様式第7号)を市長に提出するとともに、所定の納付書にて当該納付書を受領した日から30日以内にその代金を支払わなければならない。

2 売りさばき人が前項に規定する期限内に代金を支払わなかったときは、市長は、それ以後売りさばき人からの買受申込みを拒むことができる。

(指定ごみ袋の取扱手数料)

第10条 市長は、売りさばき人が買い受けた指定ごみ袋の代金の100分の8に相当する金額に、当該金額に係る消費税及び地方消費税に相当する率を乗じて得た金額を加えた金額を指定ごみ袋取扱手数料(以下「取扱手数料」という。)として、売りさばき人に交付する。

2 前項の取扱手数料は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第164条第3号の規定により、売りさばき代金に係る現金から繰り替えて支払うものとする。この場合において、その金額に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。

3 売りさばき人が、前条の規定に違反した場合は、市長は、第1項に規定する取扱手数料を減額し、又は交付しないことができる。

(指定ごみ袋の売りさばき)

第11条 売りさばき人は、指定ごみ袋をその券面額で売りさばくものとし、汚損し、又は破損した指定ごみ袋を売りさばいてはならない。

(指定ごみ袋の交換)

第12条 売りさばき人は、その責めに帰することのできない理由によって汚損し、又は破損した場合のみ指定ごみ袋の交換を請求することができる。この場合、指定ごみ袋交換請求書(様式第8号)に交換しようとする指定ごみ袋を添えて、市長に提出しなければならない。

(指定ごみ袋の返還による現金の還付)

第13条 指定ごみ袋売りさばき人が、条例第14条の3第4項ただし書の規定により現金の還付を受けようとするときは、指定ごみ袋還付請求書(様式第9号)に返還する指定ごみ袋を添えて、市長に提出しなければならない。この場合において、第10条の規定により取扱手数料が交付されているときは、当該指定ごみ袋の券面額からその取扱手数料に相当する額を差し引いた金額を還付するものとする。

(指導及び検査)

第14条 市長は、必要があると認めるときは、売りさばき人の指定ごみ袋の出納保管及び売りさばき事務について、指導及び検査を行うことができる。

(財務規則の適用)

第15条 この規則に定めるもののほか、指定ごみ袋に関する会計事務については、瀬戸内市会計規則(平成16年瀬戸内市規則第46号)に定めるところによる。

附則の次に次の別表を加える。

別表(第3条関係)

指定ごみ袋の形式

区分	大	中
寸法	全長850ミリメートル 幅450ミリメートル	全長760ミリメートル 幅380ミリメートル
区分	小	特小
寸法	全長690ミリメートル 幅320ミリメートル	全長560ミリメートル 幅250ミリメートル

様式第1号から様式第15号までを次のように改める。

「様式第1号」

「様式第2号」

「様式第3号」

「様式第4号」

「様式第5号」

「様式第6号」

「様式第7号」

「様式第8号」

「様式第9号」

「様式第10号」

「様式第11号」

「様式第12号」

「様式第13号」

「様式第14号」

「様式第15号」

様式第15号の次に次の9様式を加える。

「様式第16号」

「様式第17号」

「様式第18号」

「様式第19号」

「様式第20号」

「様式第21号」

「様式第22号」

「様式第23号」

「様式第24号」

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

瀬戸内市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則(平成16年瀬戸内市規則第108号)新旧対照表

現行	改正後
	<p>(指定ごみ袋の形式)</p> <p>第3条 条例第14条の2第1項で定める指定ごみ袋の形式は、別表のとおりとする。</p> <p>(売りさばき人の指定)</p> <p>第4条 条例第14条の3第1項の規定による売りさばき人の指定を受けようとするものは、指定ごみ袋売りさばき人指定申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>(1) 市区町村が発行する市区町村民税に関する滞納がないと証明できる書類</p> <p>(2) 指定ごみ袋を売りさばく店舗(以下「指定ごみ袋販売所」という。)の位置図</p> <p>(3) 指定ごみ袋販売所の外観写真</p> <p>3 市長は、第1項の規定による申請により売りさばき人を指定したときは、指定ごみ袋売りさばき人指定通知書(様式第2号)により、その旨を申請者に通知するものとする。</p> <p>4 売りさばき人の指定を受けたものは、指定ごみ袋販売所の見やすい位置に標札(様式第3号)を掲げなければならない。</p>

(売りさばき人の指定要件)

第5条 売りさばき人の指定を受けることができるものは、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 店舗又はこれに類似する施設により、日常の生活に要する物品の販売を業とするもの
- (2) 経営の安定性及び継続性が認められるもの
- (3) 指定ごみ袋販売所又はこれに類似する施設が複数存在する場合は、本部等により業務の取りまとめが可能であるもの
- (4) 防犯設備等により、指定ごみ袋の保管を確実に行えるもの
- (5) 市区町村民税を滞納していないもの

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認めたものについては、売りさばき人の指定を受けることができるものとする。

(売りさばき人の氏名等の変更)

第6条 売りさばき人は、第4条第3項に規定する指定通知書の記載事項に変更が生じたときは、指定ごみ袋売りさばき人氏名等変更届出書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

(売りさばき業務の廃止)

第7条 売りさばき人が指定ごみ袋の売りさばき業務を廃止しようとするときは、直ちに指定ごみ袋売りさばき人廃止届出書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

(指定の取消し)

第8条 市長は、売りさばき人が次の各号のいずれかに該当する場合は、指定を取り消すことができる。

(1) 虚偽又は不正な申請により指定を受けたとき。

(2) 条例又はこの規則に違反したとき。

(3) 第5条第1項各号のいずれかに該当しなくなったとき(同条第2項の規定により指定を受けたものを除く。)

(4) その他売りさばき人として不相当と認められたとき。

2 市長は、前項の規定により売りさばき人の指定を取り消したときは、指定ごみ袋売りさばき人指定取消通知書(様式第6号)により、その旨を売りさばき人に通知するものとする。

(指定ごみ袋の買受け)

第9条 売りさばき人が指定ごみ袋を買い受けようとするときは、指定ごみ袋買受申込書(様式第7号)を市長に提出するとともに、所定の納付書にて当該納付書を受領した日から30日以内にその代金を支払わなければならない。

2 売りさばき人が前項に規定する期限内に代金を支払わなかったときは、市長は、それ以後売りさばき人からの買受申込みを拒むことができる。

(指定ごみ袋の取扱手数料)

第10条 市長は、売りさばき人が買い受けた指定ごみ袋の代金の100分の8に相当する金額に、当該金額に係る消費税及び地方消費税に相当する率を乗じて得た金額を加えた金額を指定ごみ袋取扱手数料(以下「取扱手数料」という。)として、売りさばき人に交付する。

2 前項の取扱手数料は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第164条第3号の規定により、売りさばき代金に係る現金から繰り替えて支払うものとする。この場合において、その金額に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。

3 売りさばき人が、前条の規定に違反した場合は、市長は、第1項に規定する取扱手数料を減額し、又は交付しないことができる。

(指定ごみ袋の売りさばき)

第11条 売りさばき人は、指定ごみ袋をその券面額で売りさばくものとし、汚損し、又は破損した指定ごみ袋を売りさばいてはならない。

(指定ごみ袋の交換)

第12条 売りさばき人は、その責めに帰することのできない理由

によって汚損し、又は破損した場合のみ指定ごみ袋の交換を請求することができる。この場合、指定ごみ袋交換請求書(様式第8号)に交換しようとする指定ごみ袋を添えて、市長に提出しなければならない。

(指定ごみ袋の返還による現金の還付)

第13条 指定ごみ袋売りさばき人が、条例第14条の3第4項ただし書の規定により現金の還付を受けようとするときは、指定ごみ袋還付請求書(様式第9号)に返還する指定ごみ袋を添えて、市長に提出しなければならない。この場合において、第10条の規定により取扱手数料が交付されているときは、当該指定ごみ袋の券面額からその取扱手数料に相当する額を差し引いた金額を還付するものとする。

(指導及び検査)

第14条 市長は、必要があると認めるときは、売りさばき人の指定ごみ袋の出納保管及び売りさばき事務について、指導及び検査を行うことができる。

(財務規則の適用)

第15条 この規則に定めるもののほか、指定ごみ袋に関する会計事務については、瀬戸内市会計規則(平成16年瀬戸内市規則第46

(事業系一般廃棄物)

第3条 略

(一般廃棄物処理業の許可の申請等)

第4条 条例第16条の規定による一般廃棄物の収集運搬業又は処分業(以下「一般廃棄物処理業」という。)の許可を受けようとする者又は当該許可の更新を受けようとする者(以下「処理業許可申請者」という。)は、一般廃棄物処理業許可(新規・更新)申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)を市長に提出しなければならない。

2 条例第17条の規定による一般廃棄物処理業の事業範囲の変更の許可を受けようとする者は、一般廃棄物処理業事業範囲変更許可申請書(様式第2号)を市長に提出して許可を受けなければならない。

(許可証の交付)

第5条 市長は、前条の規定による申請を許可したときは、一般廃棄物処理業許可証(様式第3号。以下「許可証」という。)又は一般廃棄物処理業事業範囲変更許可書(様式第4号)を交付する。

2 前項の許可証を亡失し、又は損傷した場合には、直ちにその理由

号)に定めるところによる。

(事業系一般廃棄物)

第16条 略

(一般廃棄物処理業の許可の申請等)

第17条 条例第16条の規定による一般廃棄物の収集運搬業又は処分業(以下「一般廃棄物処理業」という。)の許可を受けようとする者又は当該許可の更新を受けようとする者(以下「処理業許可申請者」という。)は、一般廃棄物処理業許可(新規・更新)申請書(様式第10号。以下「申請書」という。)を市長に提出しなければならない。

2 条例第17条の規定による一般廃棄物処理業の事業範囲の変更の許可を受けようとする者は、一般廃棄物処理業事業範囲変更許可申請書(様式第11号)を市長に提出して許可を受けなければならない。

(許可証の交付)

第18条 市長は、前条の規定による申請を許可したときは、一般廃棄物処理業許可証(様式第12号。以下「許可証」という。)又は一般廃棄物処理業事業範囲変更許可書(様式第13号)を交付する。

2 前項の許可証を亡失し、又は損傷した場合には、直ちにその理

を届け出て速やかに一般廃棄物処理業許可証再交付申請書(様式第5号)を市長に提出し、再交付を受けなければならない。この場合において、損傷の場合は、その許可証を添付しなければならない。

3 略

(浄化槽清掃業の許可の申請等)

第6条 条例第18条の規定により浄化槽清掃業の許可を受けようとする者は、浄化槽清掃業許可申請書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

2 条例第19条の規定による浄化槽清掃業の事業範囲の変更の許可を受けようとする者は、浄化槽清掃業事業範囲変更許可申請書(様式第7号)を市長に提出して許可を受けなければならない。

(許可証の交付)

第7条 市長は、前条の規定による申請を許可したときは、浄化槽清掃業許可証(様式第8号。以下「許可証」という。)又は浄化槽清掃業事業範囲変更許可書(様式第9号)を交付する。

2 前項の許可証を亡失し、又は損傷した場合には、直ちにその理由を届け出て速やかに浄化槽清掃業許可証再交付申請書(様式第10号)を市長に提出し、再交付を受けなければならない。この場合において、損傷の場合は、その許可証を添付しなければならない。

由を届け出て速やかに一般廃棄物処理業許可証再交付申請書(様式第14号)を市長に提出し、再交付を受けなければならない。この場合において、損傷の場合は、その許可証を添付しなければならない。

3 略

(浄化槽清掃業の許可の申請等)

第19条 条例第18条の規定により浄化槽清掃業の許可を受けようとする者は、浄化槽清掃業許可申請書(様式第15号)を市長に提出しなければならない。

2 条例第19条の規定による浄化槽清掃業の事業範囲の変更の許可を受けようとする者は、浄化槽清掃業事業範囲変更許可申請書(様式第16号)を市長に提出して許可を受けなければならない。

(許可証の交付)

第20条 市長は、前条の規定による申請を許可したときは、浄化槽清掃業許可証(様式第17号。以下「許可証」という。)又は浄化槽清掃業事業範囲変更許可書(様式第18号)を交付する。

2 前項の許可証を亡失し、又は損傷した場合には、直ちにその理由を届け出て速やかに浄化槽清掃業許可証再交付申請書(様式第19号)を市長に提出し、再交付を受けなければならない。この場合において、損傷の場合は、その許可証を添付しなければな

3 略

(一般廃棄物処理業及び浄化槽清掃業の許可基準)

第8条 略

(許可の取消し又は事業の停止)

第9条 略

- 2 市長は、前項の規定により許可を取り消し、又は事業の全部若しくは一部の停止を命ずるときは、許可取消通知書(様式第11号)又は事業停止命令書(様式第12号)により行うものとする。

(許可証の返納)

第10条 略

(変更等の届出)

第11条 条例第16条の規定により一般廃棄物処理業の許可を受けた者は、その事業の全部若しくは一部を廃止したとき又は住所その他廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号)第2条の6各号に掲げる事項を変更したときは、その日から10日以内に一般廃棄物処理業変更届(様式第13号)を市長に提出しなければならない。

- 2 条例第18条の規定により浄化槽清掃業の許可を受けた者は、第6

らない。

3 略

(一般廃棄物処理業及び浄化槽清掃業の許可基準)

第21条 略

(許可の取消し又は事業の停止)

第22条 略

- 2 市長は、前項の規定により許可を取り消し、又は事業の全部若しくは一部の停止を命ずるときは、許可取消通知書(様式第20号)又は事業停止命令書(様式第21号)により行うものとする。

(許可証の返納)

第23条 略

(変更等の届出)

第24条 条例第16条の規定により一般廃棄物処理業の許可を受けた者は、その事業の全部若しくは一部を廃止したとき又は住所その他廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号)第2条の6各号に掲げる事項を変更したときは、その日から10日以内に一般廃棄物処理業変更届(様式第22号)を市長に提出しなければならない。

- 2 条例第18条の規定により浄化槽清掃業の許可を受けた者は、第

条の申請書その他関係書類の記載事項を変更したとき又は浄化槽法第38条各号のいずれかに該当することとなったときは、その日から30日以内に浄化槽清掃業変更届(様式第13号)を市長に提出しなければならない。

(一般廃棄物処理業者及び浄化槽清掃業者の報告)

第12条 条例20条の規定により、市長は、一般廃棄物処理業者及び浄化槽清掃業者に一般廃棄物の収集、運搬、処分及び浄化槽の清掃等の状況について一般廃棄物処理業・浄化槽清掃業処理状況報告書(様式第14号)の提出を求めることができる。

(身分証明証)

第13条 条例第21条第2項の規定による身分を示す証明証は、様式第15号による。

(業者の遵守事項)

第14条 略

(その他)

第15条 略

6条の申請書その他関係書類の記載事項を変更したとき又は浄化槽法第38条各号のいずれかに該当することとなったときは、その日から30日以内に浄化槽清掃業変更届(様式第22号)を市長に提出しなければならない。

(一般廃棄物処理業者及び浄化槽清掃業者の報告)

第25条 条例20条の規定により、市長は、一般廃棄物処理業者及び浄化槽清掃業者に一般廃棄物の収集、運搬、処分及び浄化槽の清掃等の状況について一般廃棄物処理業・浄化槽清掃業処理状況報告書(様式第23号)の提出を求めることができる。

(身分証明証)

第26条 条例第21条第2項の規定による身分を示す証明証は、様式第24号による。

(業者の遵守事項)

第27条 略

(その他)

第28条 略

別表(第3条関係)
指定ごみ袋の形式

区分	大	中
寸法	全長850ミリメートル 幅450ミリメートル	全長760ミリメートル 幅380ミリメートル
区分	小	特小
寸法	全長690ミリメートル 幅320ミリメートル	全長560ミリメートル 幅250ミリメートル

様式第1号(第4条関係)

一般廃棄物処理業許可(新規・更新)申請書

年 月 日

瀬戸内市長 様

申請者

住 所(所在地)

名 称(氏 名)

代表者氏名

電 話 番 号



瀬戸内市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第16条の規定により、一般廃棄物処理業の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

1	事業所等の所在地	
2	代表者の生年月日	
3	廃棄物の種類並びに収集、運搬及び処分の別	廃棄物の種類 収 集、運 搬、処 分
4	主な作業用具の種類及び数量	トン積 自動車 台 その他
5	従業者の数	(役 員) (運転手) (作業員) (事務員その他)
6	収集、運搬及び処分の方法並びに作業計画	

※添付書類

- (1) 法人にあっては定款の写し及び登記簿謄本、個人にあっては住民票の写し
- (2) 従業者名簿
- (3) 車両・施設等関係書類
収集・運搬業の場合(車検証の写し・車のナンバーの分かる写真)
処分業の場合(車庫及び施設の概要・見取図)
- (4) 事業系の一般廃棄物にあっては、契約書の写し
- (5) 誓約書
- (6) 身分証明書(代表者及び役員のみ)
- (7) 市町村税納税証明書
- (8) 各欄に記入できない事項は、別紙に記載

様式第1号(第4条関係)

指定ごみ袋売りさばき人指定申請書

年 月 日

瀬戸内市長 殿

瀬戸内市一般廃棄物処理手数料に係る指定ごみ袋売りさばき人の指定を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

申 請 者	住所	
	氏名 (法人の場合は、法人名称及び代表者の氏名、印)	
	電話番号	() -
販 売 所	所在地	瀬戸内市
	店舗名	
	店舗代表者名	
	電話番号	() -
	備考	・定休日 有・無 有の場合 曜日 その他 年末年始 月 日 ~ 月 日 ・営業(販売時間) 午前 時 ~ 午後 時 24時間

添付書類

- (1) 市町村税の未納がないことを証する書面(市町村長発行のもの)
- (2) 指定ごみ袋を売りさばく店舗の位置図
- (3) 指定ごみ袋を売りさばきする店舗等の外観写真

備考

- (注1) 原則として、市内で店舗を有し物品の販売を業としていない方は、申請できません。
(注2) この申請書は、指定ごみ袋販売所ごとに作成すること。
(注3) 申請者が個人の場合は、申請者の法人名称の記入は不要であること。

様式第2号(第4条関係)

一般廃棄物処理業事業範囲変更許可申請書

年 月 日

瀬戸内市長 様

申請者

住 所(所在地)

名 称(氏 名)

印

代表者氏名

電 話 番 号

瀬戸内市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第17条の規定により、一般廃棄物処理業の事業範囲の変更の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

許可の種類		
許可番号	第	号
許可の年月日	年	月 日
再交付申請の理由	変更前	変更後
変更年月日		
変更の理由		

※添付書類

損傷した場合にあっては、損傷した許可証

様式第2号(第4条関係)

第 年 月

名 称

氏名又は代表者

殿

瀬戸内市長

印

指定ごみ袋売りさばき人指定通知書

年 月 日付けで申請のあった、瀬戸内市指定ごみ袋売りさばき人指定の申請について、次のとおり指定したので通知します。

記

1 指定年月日 年 月 日

2 指定番号 指定第 号

様式第3号(第5条関係)

一般廃棄物処理業許可証

第 号
年 月 日

様

瀬戸内市長



年 月 日付で申請のあった一般廃棄物処理業については、次のとおり条件を付して許可する。

1 許可期間

年 月 日から
年 月 日まで

2 許可条件

様式第3号(第4条関係)

標 札

指定 ごみ 袋販売 所 瀬戸内市

20cm

指定第
号

瀬戸内市

10cm

様式第4号(第5条関係)

一般廃棄物処理業事業範囲変更許可書

第 号
年 月 日

様

瀬戸内市長



年 月 日付で申請のあった一般廃棄物処理業の変更を許可する。

様式第4号(第6条関係)

指定ごみ袋売りさばき人氏名等変更届出書

年 月 日

瀬戸内市長 殿

(売りさばき人) (指定第 号)
住所又は所在地
名 称
氏名又は代表者

瀬戸内市一般廃棄物処理手数料に係る指定ごみ袋売りさばき人について、下記のとおり変更したので届け出ます。

記

- 1 変更年月日 年 月 日
- 2 変更理由
- 3 新氏名(新名称、新住所又は新指定ごみ袋販売所)
- 4 旧氏名(旧名称、旧住所又は旧指定ごみ袋販売所)

(注) 売りさばき人が個人の場合は、売りさばき人の名称の記入は不要であること。

様式第5号(第5条関係)

一般廃棄物処理業許可証再交付申請書

年 月 日

瀬戸内市長 様

申請者

住 所(所在地)

名 称(氏 名)

代表者氏名

電 話 番 号

印

瀬戸内市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則第5条の規定により、許可証の再交付を受けたいので、次のとおり申請します。

1	許可の種類	
2	許可番号	
3	許可の年月日	
4	再交付申請の理由	

※添付書類

損傷した場合にあっては、損傷した許可証

様式第5号(第7条関係)

指定ごみ袋売りさばき人廃止届出書

年 月 日

瀬戸内市長 殿

(売りさばき人)

(指定第 号)

住所又は所在地

名 称

氏名又は代表者

瀬戸内市一般廃棄物処理手数料に係る指定ごみ袋売りさばき人について下記のとおり廃止したいので、届け出ます。

記

1 廃止年月日 年 月 日

2 廃止理由

(注) 売りさばき人が個人の場合は、売りさばき人の名称の記入は不要であること。

様式第6号(第6条関係)

浄化槽清掃業許可申請書

年 月 日

瀬戸内市長 様

申請者

住 所(所在地)

名 称(氏 名)

代表者氏名

電 話 番 号



瀬戸内市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第18条の規定により、次のとおり浄化槽清掃業の許可を受けたいので申請します。

1	事業所等の所在地	
2	代表者の生年月日	
3	浄化槽清掃設備、器材の種類及び数量	
4	汚泥処分の方法	
5	清掃料金及び徴収方法	

※添付書類

- (1) 法人にあっては定款の写し及び登記簿謄本、個人にあっては住民票の写し
- (2) 従業者名簿
- (3) 車両・施設等関係書類
(車検証の写し・車のナンバーの分かる写真・車庫及び施設の見取図)
- (4) 誓約書
- (5) 身分証明書(代表者及び役員のみ)
- (6) 市町村税納税証明書
- (7) 各欄に記入できない事項は、別紙に記載

様式第6号(第8条関係)

第 号
年 月 日

(売りさばき人) (指定第 号)

名 称

氏名又は代表者 殿

瀬戸内市長



指定ごみ袋売りさばき人指定取消通知書

瀬戸内市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則第3条の6第2項の規定により下記のとおり売りさばき人の指定を取り消しますので通知します。

記

1 指定取消し年月日 年 月 日

2 取消し理由

- 虚偽又は不正な申請により指定を受けたことによる。
- 瀬戸内市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則第5条第1項のいずれかに該当しなくなったもの。
- 瀬戸内市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則第8条第1項第2号の規定に違反したもの。
- その他売りさばき人として不適当と認めた場合。
()

(教示)

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、瀬戸内市長に対し、審査請求をすることができます。
- 2 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内(この処分についての審査請求を行った場合は、当該審査請求に対する決定があった日から6か月以内)に、瀬戸内市を被告としてこの処分についての取消しの訴えを提起することができます。

様式第7号(第6条関係)

浄化槽清掃業事業範囲変更許可申請書

年 月 日

瀬戸内市長 様

申請者

住 所(所在地)

名 称(氏 名)

代表者氏名

電 話 番 号



瀬戸内市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第19条の規定により、一般廃棄物処理業の事業範囲の変更の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

許可の種類		
許可番号	第	号
許可の年月日	年	月 日
再交付申請の理由	変更前	変更後
変更年月日		
変更の理由		

※添付書類

損傷した場合にあっては、損傷した許可証

様式第7号(第9条関係)

年 月 日

指定ごみ袋買受申込書

瀬戸内市長 殿

(売りさばき人) (指定第 号)

名 称

氏名又は代表者

指定ごみ袋種類	1箱当たり 単価	数量	金額
大 (45L相当)	22,500円	箱	円
中 (30L相当)	15,000円	箱	円
小 (20L相当)	10,000円	箱	円
特小 (10L相当)	5,000円	箱	円
合計		箱	円

※申込単位は、1箱(500枚)単位となります。

※売りさばき人の委任を受けた指定ごみ袋販売所の責任者が申込みを行う場合は、指定ごみ袋販売所名称及びその責任者の氏名等を記入してください。

様式第8号(第7条関係)

浄化槽清掃業許可証

第 号
年 月 日

様

瀬戸内市長



年 月 日付で申請のあった浄化槽清掃業については、次のとおり条件を付して許可する。

1 許可期間

年 月 日から
年 月 日まで

2 許可条件

様式第8号(第12条関係)

指定ごみ袋交換請求書

【指定ごみ袋】

返還しようとする指定ごみ袋			交付を受けようとする指定ごみ袋		
種 類	冊数	金 額	種 類	冊数	金 額
大 (45L相当)	冊	円	大 (45L相当)	冊	円
中 (30L相当)	冊	円	中 (30L相当)	冊	円
小 (20L相当)	冊	円	小 (20L相当)	冊	円
特小 (10L相当)	冊	円	特小 (10L相当)	冊	円
計	冊	円	計	冊	円

交換理由(交換を請求することになった理由を具体的に記載してください。)

瀬戸内市長 様

瀬戸内市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則第12条の規定により、上記のとおり請求します。

年 月 日

売りさばき人

氏名(法人の場合は、名称・代表者氏名・代表者印)

_____ 印

様式第9号(第7条関係)

浄化槽清掃業事業範囲変更許可書

第 号
年 月 日

様

瀬戸内市長



年 月 日付で申請のあった浄化槽清掃業の変更を許可する。

様式第9号(第13条関係)

指定ごみ袋還付請求書

(業者記載欄)

【指定ごみ袋】

袋種	冊数(10枚/冊)	金額(円)	備考
大(45L相当)			
中(30L相当)			
小(20L相当)			
特小(10L相当)			
合計			
		(還付金額)	

ただし、瀬戸内市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則第10条第1項の規定により指定ごみ袋取扱手数料が、交付されている場合は次によるものとする。

(瀬戸内市記載欄)

合計金額	円	×	8%	×	1.1	=	円	(取扱手数料:円未満切捨て)
合計金額	円	-	円	=	円	(取扱手数料)	(還付金額)	

瀬戸内市長 様

瀬戸内市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則第13条の規定により、上記のとおり請求します。

年 月 日

売りさばき人

氏名(法人の場合は、名称・代表者氏名・代表者印)

_____ 印

様式第10号(第7条関係)

浄化槽清掃業許可証再交付申請書

年 月 日

瀬戸内市長 様

申請者

住 所(所在地)

名 称(氏 名)

代表者氏名

電 話 番 号

印

瀬戸内市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則第7条の規定により、許可証の再交付を受けたいので、次のとおり申請します。

1	許可の種類	
2	許可番号	
3	許可の年月日	
4	再交付申請の理由	

※添付書類

損傷した場合にあっては、損傷した許可証

様式第10号(第17条関係)

一般廃棄物処理業許可(新規・更新)申請書

年 月 日

瀬戸内市長 様

申請者

住 所(所在地)

名 称(氏 名)

代表者氏名

電 話 番 号

印

瀬戸内市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第16条の規定により、一般廃棄物処理業の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

1	事業所等の所在地	
2	代表者の生年月日	
3	廃棄物の種類並びに収集、運搬及び処分の別	廃棄物の種類 収 集、運 搬、処 分
4	主な作業用具の種類及び数量	トン積 自動車 台 その他
5	従業者の数	(役 員) (運転手) (作業員) (事務員その他)
6	収集、運搬及び処分の方法並びに作業計画	

※添付書類

- (1) 法人にあっては定款の写し及び登記簿謄本、個人にあっては住民票の写し
- (2) 従業者名簿
- (3) 車両・施設等関係書類
収集・運搬業の場合(車検証の写し・車のナンバーの分かる写真)
処分業の場合(車庫及び施設の概要・見取図)
- (4) 事業系の一般廃棄物にあっては、契約書の写し
- (5) 誓約書
- (6) 身分証明書(代表者及び役員のみ)
- (7) 市町村税納税証明書
- (8) 各欄に記入できない事項は、別紙に記載

様式第11号(第9条関係)

許可取消通知書

第 号
年 月 日

様

瀬戸内市長



年 月 日付け許可番号 号で許可した につ
いては、 の規定に基づき、次のとおり許可を取り消す。

1 取消事項

2 取消理由

様式第11号(第17条関係)

一般廃棄物処理業事業範囲変更許可申請書

年 月 日

瀬戸内市長 様

申請者

住 所(所在地)

名 称(氏 名)

代表者氏名

電 話 番 号



瀬戸内市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第17条の規定により、一般廃棄物処理業の事業範囲の変更の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

許可の種類		
許可番号	第 号	
許可の年月日	年 月 日	
再交付申請の理由	変更前	変更後
変更年月日		
変更の理由		

※添付書類

損傷した場合にあっては、損傷した許可証

様式第12号(第9条関係)

事業停止命令書

第 号
年 月 日

様

瀬戸内市長



年 月 日付け許可番号 号で許可した に
ついては、の規定に基づき、次のとおり事業の停止を命ずる。

1 停止を命ずる事項

2 停止理由

3 停止期間 年 月 日から
年 月 日まで

様式第12号(第18条関係)

一般廃棄物処理業許可証

第 号
年 月 日

様

瀬戸内市長



年 月 日付けで申請のあった一般廃棄物処理業については、次のとおり
条件を付して許可する。

1 許可期間

年 月 日から
年 月 日まで

2 許可条件

様式第13号(第11条関係)

一般廃棄物処理業
浄化槽清掃業 変更届

年 月 日

瀬戸内市長 様

住 所(所在地)
名 称(氏 名)
代表者氏名
電 話 番 号

印

次のとおり一般廃棄物処理業・浄化槽清掃業を廃止・変更したいので、瀬戸内市廃棄物の
処理及び清掃に関する条例施行規則第11条の規定により届け出ます。

1 変更年月日 年 月 日

2 変更理由

様式第13号(第18条関係)

一般廃棄物処理業事業範囲変更許可書

第 号
年 月 日

様

瀬戸内市長

印

年 月 日付で申請のあった一般廃棄物処理業の変更を許可する。

様式第14号(第12条関係)

一般廃棄物処理業・浄化槽清掃業処理状況報告書

年 月 日

瀬戸内市長 様

住 所(所在地)

名 称(氏 名)

代表者氏名

電 話 番 号

印

瀬戸内市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則第12条の規定により、次のとおり報告します。

- 1 許可の種類
- 2 作業日誌
- 3 作業延人員
- 4 作業延戸数
- 5 廃棄物の数量
- 6 処理手数料総額
- 7 廃棄物の処分場所
- 8 月末現在の受持数

様式第14号(第18条関係)

一般廃棄物処理業許可証再交付申請書

年 月 日

瀬戸内市長 様

申請者

住 所(所在地)

名 称(氏 名)

代表者氏名

電 話 番 号

印

瀬戸内市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則第18条の規定により、許可証の再交付を受けたいので、次のとおり申請します。

1	許可の種類	
2	許可番号	
3	許可の年月日	
4	再交付申請の理由	

※添付書類

損傷した場合によっては、損傷した許可証

様式第15号(第13条関係)

(表)

第 号 身 分 証 明 証 所 属 職氏名 上記の者は、瀬戸内市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第21条の規定により立入検査を行う者であることを証明する。 <div style="text-align: right;"> 年 月 日 交付 瀬戸内市長 印 </div>	<div style="border: 1px solid black; width: 80px; height: 100px; margin: 0 auto;"> 写 真 </div>
---	---

(裏)

瀬戸内市廃棄物の処理及び清掃に関する条例抜すい

(立入検査)

第21条 市長は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第19条第1項に規定するもののほか、この条例の施行に必要な限度において、市長の指定する職員に、必要と認める場所に立ち入り、廃棄物の減量及び処理に関し、必要な帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

様式第15号(第19条関係)

浄化槽清掃業許可申請書

年 月 日

瀬戸内市長 様

申請者

住 所(所在地)

名 称(氏 名) (印)

代表者氏名

電 話 番 号

瀬戸内市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第19条の規定により、次のとおり浄化槽清掃業の許可を受けたいので申請します。

1	事業所等の所在地	
2	代表者の生年月日	
3	浄化槽清掃設備、器材の種類及び数量	
4	汚泥処分方法	
5	清掃料金及び徴収方法	

※添付書類

- (1) 法人にあっては定款の写し及び登記簿謄本、個人にあっては住民票の写し
- (2) 従業者名簿
- (3) 車両・施設等関係書類
(車検証の写し・車のナンバーの分かる写真・車庫及び施設の見取図)
- (4) 誓約書
- (5) 身分証明書(代表者及び役員のみ)
- (6) 市町村税納税証明書
- (7) 各欄に記入できない事項は、別紙に記載

様式第16号(第19条関係)

浄化槽清掃業事業範囲変更許可申請書

年 月 日

瀬戸内市長 様

申請者

住 所(所在地)

名 称(氏 名)

代表者氏名

電 話 番 号

印

瀬戸内市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第19条の規定により、一般廃棄物処理業の事業範囲の変更の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

許可の種類		
許可番号	第	号
許可の年月日	年	月 日
再交付申請の理由	変更前	変更後
変更年月日		
変更の理由		

※添付書類

損傷した場合にあつては、損傷した許可証

様式第17号(第20条関係)

浄化槽清掃業許可証

第 号
年 月 日

様

瀬戸内市長



年 月 日付で申請のあった浄化槽清掃業については、次のとおり条件を付して許可する。

1 許可期間

年 月 日から

年 月 日まで

2 許可条件

様式第18号(第20条関係)

浄化槽清掃業事業範囲変更許可書

第 号
年 月 日

様

瀬戸内市長



年 月 日付で申請のあった浄化槽清掃業の変更を許可する。

様式第19号(第20条関係)

浄化槽清掃業許可証再交付申請書

年 月 日

瀬戸内市長 様

申請者

住 所(所在地)

名 称(氏 名)

代表者氏名

電 話 番 号

印

瀬戸内市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則第7条の規定により、許可証の再交付を受けたいので、次のとおり申請します。

1	許可の種類	
2	許可番号	
3	許可の年月日	
4	再交付申請の理由	

※添付書類

損傷した場合にあっては、損傷した許可証

様式第20号(第22条関係)

許可取消通知書

第 号
年 月 日

様

瀬戸内市長

印

年 月 日付け許可番号 号で許可した につ
いては、の規定に基づき、次のとおり許可を取り消す。

- 1 取消事項
- 2 取消理由

様式第21号(第22条関係)

事業停止命令書

第 号
年 月 日

様

瀬戸内市長

印

年 月 日付け許可番号 号で許可した に
ついては、 の規定に基づき、次のとおり事業の停止を命ずる。

1 停止を命ずる事項

2 停止理由

3 停止期間

年 月 日から
年 月 日まで

様式第22号(第24条関係)

一般廃棄物処理業 変更届
浄化槽清掃業

年 月 日

瀬戸内市長 様

住 所(所在地)
名 称(氏 名)
代表者氏名
電 話 番 号

印

次のとおり一般廃棄物処理業・浄化槽清掃業を廃止・変更したいので、瀬戸内市廃棄物の
処理及び清掃に関する条例施行規則第24条の規定により届け出ます。

1 変更年月日 年 月 日

2 変更理由

様式第23号(第25条関係)

一般廃棄物処理業・浄化槽清掃業処理状況報告書

年 月 日

瀬戸内市長 様

住 所(所在地)

名 称(氏 名)

代表者氏名

電 話 番 号

印

瀬戸内市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則第25条の規定により、次のとおり報告します。

- 1 許可の種類
- 2 作業日誌
- 3 作業延人員
- 4 作業延戸数
- 5 廃棄物の数量
- 6 処理手数料総額
- 7 廃棄物の処分場所
- 8 月末現在の受持数

様式第24号(第26条関係)

(表)

第 号	身 分 証 明 証	写 真
所 属		
職氏名		
上記の者は、瀬戸内市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第21条の規定により立入検査を行う者であることを証明する。		
年 月 日 交付		
瀬戸内市長		印

(裏)

瀬戸内市廃棄物の処理及び清掃に関する条例抜すい

(立入検査)

- 第21条 市長は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第19条第1項に規定するもののほか、この条例の施行に必要な限度において、市長の指定する職員に、必要と認める場所に立ち入り、廃棄物の減量及び処理に関し、必要な帳簿書類その他の物件を検査させることができる。
- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。